

# 岡山県真庭保健所運営協議会会則

## (設置)

第1条 本協議会は、岡山県真庭保健所運営協議会と称し、事務所を真庭保健所に置き、協議会の庶務は保健所職員が処理する。

## (運営)

第2条 本協議会の運営は、地域保健法、同施行令並びに保健所運営協議会条例に定められるもののほかはこの会則の定めるところによる。

## (会議)

第3条 本協議会の会議は定例会と臨時会の二つとする。

2 定例会は、毎年度開き、その年度の事業報告を徴し、あわせて年度の事業計画及び事業遂行に必要な案件を審議し、諮問に答申する。

3 臨時会は、知事又は保健所長の要請に基づき、もしくは会長が必要と定めたときその案件を審議するため必要の都度開く。

## (専門部会)

第4条 本協議会は、必要により専門部会を設けることが出来る。

2 部会の構成及び運営は協議会が決定する。

第5条 部会に、部会員の互選による部長を置く。

2 部会は、協議会に委託された事項を審議する。

3 部長は、部会を主催し部会の議事を協議会長に報告しなければならない。

## (議事録)

第6条 すべて会議は、その要領並びに決定事項を議事録にとどめ、諮問事項については文章又は口頭で審議の結果を知事又は保健所長に答申するものとする。

## (その他)

第7条 この会則の制定・改廃は、協議会で決定する。

## 附則

この会則は、昭和37年3月29日から施行する。

この会則は、平成6年4月1日から一部改正し施行する。